

暫定議題案
第 18 回委員会年次会合に付属する拡大委員会報告書
2011 年 10 月 10-13 日
インドネシア、バリ

1. 開会
 - 1.1. 第 18 回委員会会合に付属する拡大委員会の議長及び副議長の確認
 - 1.2. 議題の採択
 - 1.3. オープニング・ステートメント

オープニング・ステートメントは、会合の公式記録に含まれることになる。電子的コピーを事務局に提出されたい。

 - 1.3.1. メンバー
 - 1.3.2. 協力的非加盟国
 - 1.3.3. オブザーバー
2. 事務局からの報告

事務局長は、過去 1 年間の事務局の活動について報告する。概して、参加者はこの報告書を読んでいるものと見なされ、この議題項目は主に報告書に関するコメント及び質問に当てられる。
3. 財政及び運営

事務局長は、修正された 2011 年予算及び 2012 年予算案について簡潔に概要を説明する。かかる予算の詳細な検討及び他の運営上の事項は、財政運営委員会に付託され、それらは同委員会によって勧告予算案とともに拡大委員会 (EC) に答申される。CCSBT17 における主たる未解決事項は、コンプライアンス・オフィサーとして事務局職員を 1 名増員する可能性、及び現在オーストラリアによって実施されている航空調査への資金拠出である。

 - 3.1. 財政運営委員会からの報告
 - 3.2. 財政問題に関する検討及び予算案の採択
4. SBT 漁業及び ERS 相互作用に関するレビュー

各メンバー及び協力的非加盟国は、各々の前漁期における漁業活動を報告し、かつ全ての SBT の死亡に関する情報を含む報告書を会合前に提出する。拡大委員会のための報告用フォーマットを添付する。参加者は、これらの報告書を既に読んでいるものと見込まれることから、これらは会合では紹介されない。したがって、この議題項目は、報告書に対する質問、意見及びフォローアップの議論のために当てられる。直前に開催された遵守委員会会合で議論された課題については、必ずしも議論する必要はない。

 - 4.1. メンバーによるプロジェクトに関する報告

この小議題項目は、メンバーが具体的なプロジェクトについて報告するためのものである。

 - 4.1.1. 市場モニタリング
 - 4.1.2. 豪州 SBT 蓄養事業 (ステレオビデオモニタリングの導入等)
 - 4.1.3. その他

5. 遵守委員会からの報告

遵守委員会の議長は、2011年10月6-8日に開催された同委員会の第6回会合の報告書を紹介する。遵守委員会は、現行措置の遵守、又は遵守計画及びそれに関連する遵守政策等の課題に関して、ECが検討すべき勧告を行うか又は決議案を策定する可能性がある。

6. 拡大委員会特別会合からの報告

議長は、特別会合の報告書を紹介する（主たる議題項目は、管理手続きの評価及び採択、並びに総漁獲可能量及びその配分）。

7. 拡大科学委員会からの報告

ESC議長は、8月の拡大委員会特別会合において、ESC会合の報告書を紹介する。したがって、ESC議長は、ごく簡潔に説明するか又は報告は行わずに質疑や助言に対応する予定である。説明が必要かどうかについて特別会合が助言を行うという案がある。

8. 管理手続きの採択

この議題項目において必要となる議論は、管理手続きを検討する8月の特別会合の結果次第である。

CCSBT16において採択されたみなみまぐろの総漁獲可能量及び将来の管理に関する決議は、管理手続き（MP）は2011年に導入され、2012年以降のTACはMPに基づいて設定されなければならないことを明記している。また、同決議は、MPが2012年までに最終化されない場合、拡大委員会は同委員会が新たな資源評価に基づいてTACを決定しない限り、2012年漁期のTACを5,000トンから6,000トンの水準まで削減することを採択するものとする、とも明記している。

管理手続き及びその運用を制御する規則の採択は、この会合における主要な優先事項である。MPの議論の際には、戦略計画案において、予防原則が適用され生態系管理が組み込まれることが確保されるようMPのパラメーターを設定すべき旨規定されていることに留意する必要がある。

9. 総漁獲可能量及びその配分

9.1 TACの決定

この会合において、2012年又は2012年以降の全世界におけるSBTのTACを設定する必要がある。

9.2 調査死亡枠

この議題項目において、メンバーは、2012年の国別調査活動に関連する調査死亡枠に対する承認を要請する。

9.3 TACの配分

この議題項目において議論すべき事項は、TACの配分も検討することとなっている8月の特別会合の結果次第である。

この会合において、2012年における全世界のTACの配分を決定する必要がある。

CCSBT17は、管理手続きの実施にあたってTACの配分に関する明確な規則が必要となることについて指摘している。配分に関して検討すべき課題は次のとおり。CCSBT13報告書パラグラフ66に基づく日本が実施済みの配分量削減に関するレビュー。南アフリカがCCSBTを批准した場合における同国への配分、及び将来の新規加盟国への配分方法。MPによってTACが変更された場合に常に適用される明確かつ事前に決定されたTAC配分規則。

10. CCSBT 戦略計画の採択及び実施

8月の拡大委員会特別会合においては、時間があれば改訂版の戦略計画を検討し、そして同計画を採択するか又は拡大委員会への勧告を行う可能性がある。仮に特別会合において同計画が採択された場合には、ここでは実施上の課題について更に検討する必要がある。

11. 協力的非加盟国

協力的非加盟国のステータスを定めた決議は、拡大委員会に対して実施した活動についてのパフォーマンスに基づき、そのステータスの継続に関する年次レビューを要求している。検討されるべき3つの協力的非加盟国：フィリピン、南アフリカ及びヨーロッパ連合。

12. 非加盟国との関係

この項目は、特定の国に関連する課題を議論するためのものである。事務局からの報告書が議論を促進するために利用可能である。

13. 他の機関との活動

CCSBT17は、他のRFMOとの連携を強化するため、特定のCCSBTメンバーが関心¹のあるRFMO会合においてCCSBTのオブザーバーとなり、これらのメンバーは関連事項についてCCSBTに報告書を提出することを決定した。この議題項目において、以下について実施される。

- オブザーバーとなったメンバーは、これらの会合における関連事項を簡潔に報告する。
- 2012年のCCSBT以外の会合におけるCCSBTオブザーバーについて合意する。
- 事務局は、2011年のまぐろ類RFMO合同会合（Kobe III）を簡潔に報告し、そして、他の機関と事務局との活動に関する2011年の結果及び2012年の提案の概要を説明する。

14. データ及び文書の機密性

14.1. CCSBT 機密性に関する取決めに関する未解決事項

CCSBTによって収集されたデータの保護、アクセス及び伝達に関する手続規則中の3つのパラグラフ（5c、21及び22）は、CCSBT17において施行されていない。8月の特別において、時間があればこれら3つのパラグラフの課題について検討する予定であり、その場合、ここでは更に議論する必要はない可能性がある。

14.2. 2011年の報告書及び文書の機密性

この議題項目は、会合報告書及びCCSBT18に関連する会合のために作成された文書を非公開にすべきかどうかについて決定するためのものである。²

¹ WCPFC、CCAMLR、IOTC、ICCAT及びIATTCにおいて、ニュージーランド、オーストラリア、日本、日本及び台湾がそれぞれオブザーバーとなる。

² 拡大委員会が、報告書の公表を制限することに合意しない限り、CCSBT18に関連する会合の報告書は、CCSBT18後に公表される。同様に、そのような会合に提出された文書が既に制限されている情報を含んでいないか、又はかかる文書の著者（若しくは、著者がメンバーの代表である場合には、メンバー）が公表について制限することを要求しない限り、当該文書はCCSBT18後に公表される。

15. その他の事項

15.1. 2012年の会合

2012年の会合に関して、その日程、時期、期間及び内容を検討し決定する必要がある。

生態学的関連種作業部会(ERSWG)

- ERSWG 会合は、2012年の上半期に開催することが予定されている³。休会期間中の議論によって、次のとおり合意している。(1) 会合は3月/4月に東京にて開催する(ホスト国は3月中旬を希望する旨表明)(2) 全メンバーは4日間の会合に合意しているが、期間については柔軟である。ただし、1メンバーは、4日間は必要以上に長いかもしれないことを指摘している。
- 拡大委員会は、ERSWGが検討すべきと考える全ての具体的課題についての指示を行うべき。

戦略・漁業管理作業部会会合(SFMWG)

- CCSBT 戦略計画案のセクション7.3(ii)はSFMWGの現在の機能を明確に定義すべきことを規定していることに留意しつつ、2012年におけるSFMWG会合の必要性について検討すべきである。
- 仮にSFMWG会合を開催する場合には、ERSWG会合と連続して開催することもあり得る。

拡大科学委員会会合(ESC)

- 資源評価の達成及びMPの採択が成功裏に行われれば、ESC会合の期間を短縮し、開催時期を9月上旬に戻すこともあり得る。

遵守委員会及び委員会年次会合

- 通常、年次会合は、10月中旬に開始し、遵守委員会はその前に開催する。時期は、例年同じであるが、2つの会合の期間は、CCSBT18の進捗に応じて変更し得る。

16. 閉会

16.1. CCSBT 第19回委員会年次会合に付属する拡大委員会の議長及び副議長の選出

16.2. 報告書の採択

16.3. 閉会

³ CCSBT16は、次回のERSWG会合を2012年の上半期以前に開催することに合意している。